社会福祉士の皆様・福祉担当者の皆様へ

任意後見制度（契約）の適正な利用・活用を目指して
～その任意後見契約は大丈夫ですか？～

日頃より、当会の運営にご理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

権利擁護センターぱあとなあ秋田では任意後見を含む権利擁護制度の啓発・促進に取り組み、2004年（平成16年）からは、皆様からのご相談にも応じてきました。

任意後見制度は、2000年（平成12年）４月に創設され、制度開始から既に20年が経過しています。ご承知のとおり、同制度は、ご本人の判断能力が低下した場合に備え、お元気なうちに、自分で委託した信頼できる人（受任者＝任意後見人）に財産管理や身上監護を代理してもらう契約を公正証書で結んでおくものです。

このように、任意後見制度（契約）は、ご本人の意思（自己決定権）が最大限に尊重されるという法定後見制度にはないメリットもありますが、特に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されるまでは、第三者のチェックも入りにくいため、ご本人の判断能力が低下したのに同監督人選任の申立てが遅れたり、ご本人の財産が侵害されるなどのトラブルが生じることが確認されています。

また、実際に任意後見契約の相談を受けた際に、どのような点に注意してアドバイスすべきかよく分からない、難しいなどの声も聞かれます。

そこで、当会では、私たち社会福祉士らが、「これから任意後見制度を利用したい」、または、「既に任意後見制度契約を結んだけれど大丈夫だろうか」などの相談を受けた際に、特に留意すべき点などをまとめたチェックリストを弁護士監修のもとに作成しました（別紙）。

今後の支援の注意点・方向性を確認できるものとなっていますので、是非ご活用いただき、ご本人へ安心できる生活をお届けしていただければ幸いです。

一般社団法人 秋田県社会福祉士会
権利擁護センター ぱあとなあ秋田

【連絡先】
秋田県社会福祉士会事務局
TEL：018−896−7881
FAX：018−896−7882
Mail：akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp